

京都府ホームヘルパー連絡協議会規約

【名称および事務局】

第1条 本会は、京都府ホームヘルパー連絡協議会と称し、事務局を京都府社会福祉協議会内におく。

【目的】

第2条 本会は、ホームヘルパーの資質向上と会員相互の交流を図り、利用者の自己実現、家族・集団・地域社会の発展、地域福祉・社会福祉の向上をめざすことを目的とする。

【事業】

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①会員相互の親睦向上に関すること。
- ②会員相互の資質向上に関すること。
- ③機関紙の発行。
- ④その他目的達成に必要な事業。

【会員】

第4条 本会は、各市町村、社会福祉法人等事業所の高齢者・障害者等を支援するホームヘルパーをもって構成する。

【役員】

第5条 本会は次の役員をおく。

- | | |
|------|------|
| ①会長 | 1名 |
| ②副会長 | 2名程度 |
| ③幹事 | 若干名 |
| ④監事 | 2名 |

【役員を選出および任期】

第6条 幹事は各ブロックより選出するものとする。ブロックは細則により定めるものとする。

2. 会長および副会長は幹事の中から選出する。
3. 監事は、前期の幹事の中から、総会において選出する。
4. 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

【役員職務】

第7条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

2. 副会長は会長を補佐し、会務を助成する。
3. 幹事は会員の意見を代表し、会務を処理する。
4. 監事は会計の監査と会務の引継ぎを担当する。

【会 議】

第8条 会議は総会および役員会とし、会議の議長はすべて会長がこれにあたる。

2. 役員会は必要のある時に開催する。なお、監事は会議運営の円滑化を図るため、任期の1年目において、役員会に出席することとする。
3. 総会は、毎年1回会長が招集する。但し、会長が特に必要と認めた場合には、随時これを招集する。
4. 総会の審議事項は次の通りとする。
 - ①年度事業計画に関する事項
 - ②予算・決算に関する事項
 - ③規約の改正・変更に関する事項
 - ④役員を選出に関する事項
 - ⑤その他会長が必要と認めた事項
5. 会議は、それぞれ会員の3分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

【研修委員会】

第9条 会員の資質向上に寄与する研修事業を考えていくために、本会に研修委員会を設置し、随時開催する。

2. 研修委員は各地区より、総会において選出する。
3. 研修委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。補欠により就任した研修委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【経 費】

第10条 本会の経費は会費および助成金、その他の収入をもってこれにあてる。

2. 会費は構成員数に応じ、事業所単位負担金及び会員数負担とする。

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則 この規約は昭和46年8月18日から施行する。

昭和47年5月24日	一部改正
昭和52年4月25日	一部改正
昭和54年5月10日	一部改正
昭和58年4月19日	一部改正
平成3年6月26日	一部改正
平成5年5月26日	一部改正
平成8年5月29日	一部改正
平成9年6月4日	一部改正
平成12年5月16日	一部改正
平成13年5月24日	一部改正
平成16年5月21日	一部改正
平成18年6月5日	一部改正
平成24年6月20日	一部改正
平成29年6月14日	一部改正
平成31年3月14日	一部改正
令和元年6月18日	一部改正